

支え合いの中で健康になる

男性も女性も、高齢者も若者もみんなが協力し合い

一人ひとりを大切に、みんなが笑顔になる福祉

健康福祉

協働福祉

安心福祉

の実現を目指して

福島町

第2期地域福祉計画

福島町

はじめに

少子高齢化の進行や核家族化などにより、地域を取り巻く社会環境は大きく変化してきており、引きこもりや虐待、自殺者の増加など社会的問題は、多様化、複雑化しています。

当町においても、急激な高齢化や少子化が相まって地域や家族で支える力が低下しており、ひとり暮らしの高齢者の問題などが深刻化しています。

当町では、支え合いの中で健康になる（健康福祉）、男性も女性も、高齢者も若者もみんなが協力し合い（協働福祉）、一人ひとりを大切に、みんなが笑顔になる福祉（安心福祉）の実現を目指し、平成22年3月に福島町地域福祉計画（第1期）を策定し、地域福祉施策を進めてまいりました。

第2期目となる本計画では、基本的に基本理念、施策体系は第1期計画を踏襲しており、住民相互の助け合い・支え合い活動で“きずな”を深め、まちを“元気”にする福祉のまちづくりを目標といたします。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心なご討議をいただきました策定委員の皆様をはじめ、団体アンケートにご協力いただきました民生委員、町内会長等各関係団体の多くの皆様に、心から感謝申し上げます。

平成27年3月

福島町長 佐藤 卓也

◇目次◇

第1章 計画の概要	1
1 計画の位置づけ	2
2 計画の期間	2
3 関連する計画	2
4 策定の経過	3
5 地域福祉に関する国の動向	4
6 地域福祉推進にあたってのまちの現状	5
7 団体アンケートから見られる現状	7
8 第1期計画の取組状況	12
9 第2期計画策定にあたっての課題	15
第2章 福島町の地域福祉推進の理念	17
1 福祉のまちづくりへの挑戦	18
2 地域福祉の基本的考え方	19
3 施策の体系	20
第3章 地域福祉の進め方	21
1 みんなの元気が支えるまちづくり(支え合い・健康)	22
(1) 支え合い	22
(2) 健康	24
2 みんなで手をつなぐまちづくり(見守り・相談)	26
(1) 見守り	26
(2) 相談	28
3 みんなが笑顔になるまちづくり(情報・安全安心)	31
(1) 情報	31
(2) 安全安心	33

第4章 計画の推進	37
1 地域福祉推進のための圏域設定.....	38
2 地域福祉への参加	39
3 地域福祉の推進・調整.....	40
4 計画・取組の周知	41
5 地域福祉の進み具合の評価	41
資 料 編	43
策定関係資料	44
(1) 策定経過	44
(2) 安心生活創造事業推進及び地域福祉計画策定委員会委員名簿	45
(3) 設置要綱	46

第1章 計画の概要

1 計画の位置づけ

□地域福祉計画は、社会福祉法第107条（以下「法107条」）に基づく市町村地域福祉計画にあたります。

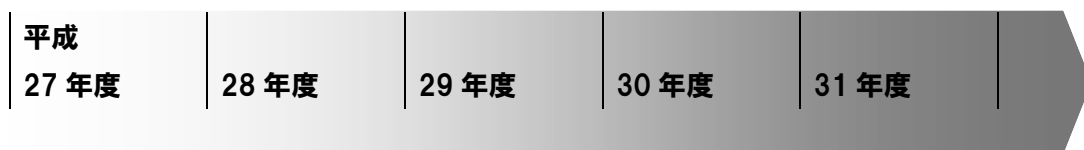
□福島町地域福祉計画（平成22～26年度、以下「第1期計画」という。）を継承しています。

□福島町総合計画をはじめ、関連する町の計画との整合を図っています。

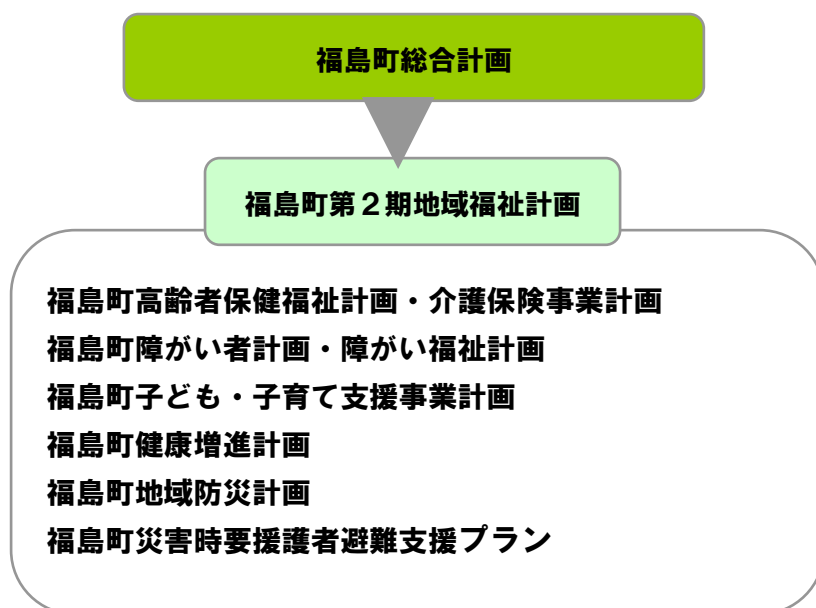
2 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5年間です。

【計画の期間】



3 関連する計画



4 策定の経過

地域福祉推進に関する団体アンケート調査の実施のほか、「福島町安心生活創造事業推進及び地域福祉計画策定委員会」による協議を行い、策定しています。

団体アンケート実施概要

調 査 対 象	地域福祉推進に関する団体	有 効 回 収 率	86.3%
標 本 数	73	調 査 方 法	郵送配布・回収
有 効 回 収 数	63	調 査 時 期	平成 26 年8月1日～9月1日

	配布数	回収数	回収率
町内会	29	25	86.2%
民生委員(主任児童委員含む)	29	24	82.8%
医歯会	4	4	100.0%
障害者団体	3	3	100.0%
事業者	3	3	100.0%
地域団体	5	4	80.0%
合 計	73	63	86.3%

5 地域福祉に関する国の動向

(1) 地域福祉計画に関すること

- 高齢者、障がい者や児童など対象者別の個別計画では網羅できない「生活課題」への対応、圏域の設定、活動の担い手や拠点が求められました（平成20年3月には「地域における『新たな支え合い』を求めて」（「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」）。
- 東日本大震災の発生により、災害時要援護者の把握と支援方法の確立の必要性が再確認されました。
- 高齢者の所在不明問題が全国で発生し、「地域での要援護者に係る情報の把握・共有、安否確認方法」が求められました。
- 既存の公的サービスの対象とならない社会から孤立化している人が地域で安心して暮らすことができるよう、生活維持の最低限の支援として「見守り」と「買い物支援」が位置づけられ、全国で推進されています（当町は平成21～25年の安心生活創造事業※の58モデル自治体の1つとして参加しました）。
- 平成27年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、地域福祉計画への反映が求められました。
- 団塊の世代の定年を背景に、「生涯現役活躍支援事業」による地域の多様なニーズと定年退職者など担い手とのマッチングが推進されています。

(2) 高齢者に関すること

- 平成26年6月に「医療介護総合確保推進法」が成立し、これに基づく新たな介護保険制度改革が開始されます。要支援者に対しては地域の実情に合った“新しい（介護予防・日常生活支援）総合事業”については、当町は平成29年4月までに実施します。今後は地域包括ケアを推進し、当町が主体となった地域づくり・まちづくりを進める必要があります。

(3) 障がい者に関すること

- 平成23年には「障害者基本法の一部を改正する法律」が公布され、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現や差別の禁止などが規定されました。
- 平成24年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行され、虐待が疑われる場合の通報の義務が課されました。
- 障害者自立支援法の改正により、新たに「地域社会における共生の実現」を基本理念に掲げた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が平成25年に施行され、地域における共生社会の実現が推進されています。
- 平成25年に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が制定（平成28年4月1日施行）され、障がい者への差別的扱いの禁止や合理的配慮を求めるなど障がい者の人権を守り自立と社会参加が進められます。

(4) 児童に関すること

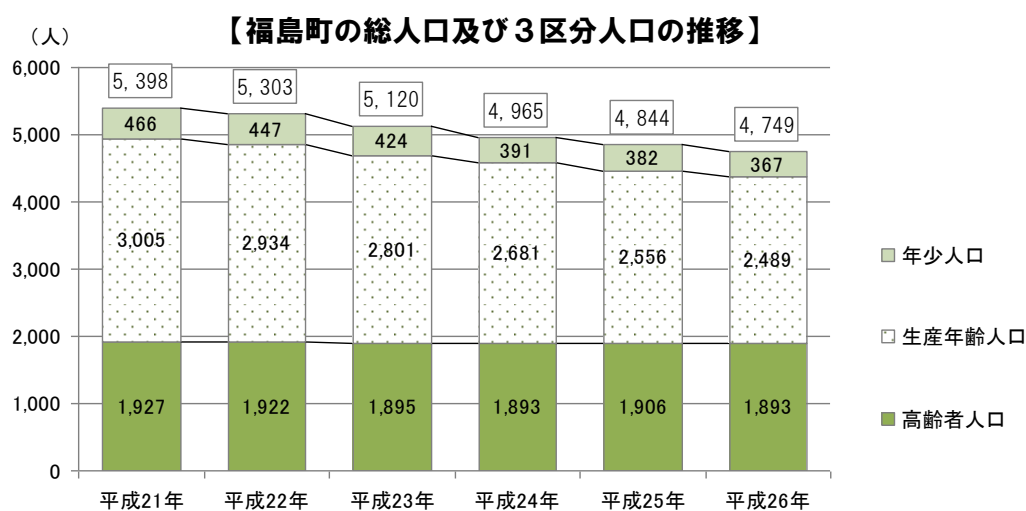
- 平成27年度から子ども・子育て支援新制度が始まります。父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野で地域における子育て支援の構築が求められています。

※「安心生活創造事業」は、厚生労働省が選定する地域福祉推進市町村が実施するモデル事業です。この事業では、「悲惨な孤立死、虐待などを1例も発生させない地域づくり」を目指しています。

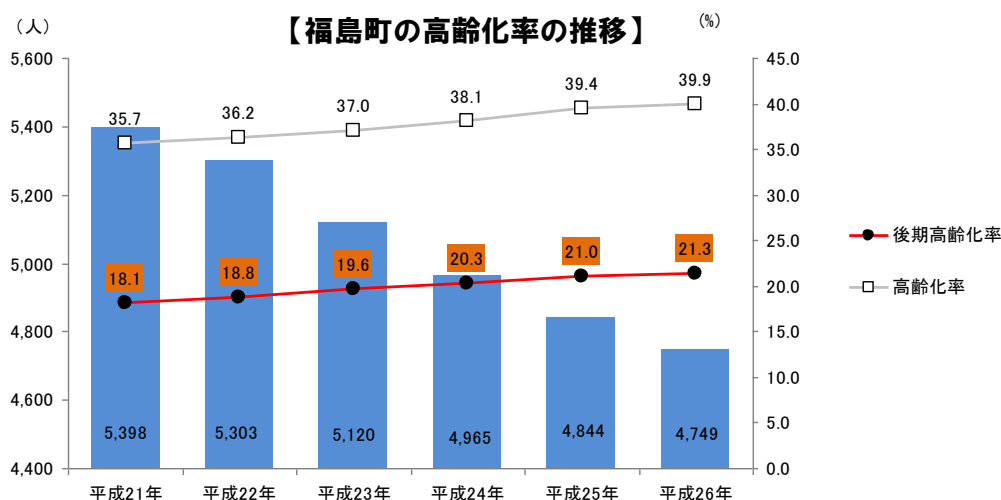
6 地域福祉推進にあたってのまちの現状

当町は高齢者が人口の4割近くにのぼるまちです。

平成2年では8千人台であった当町の総人口は、平成21年は5千人台、平成24年以降は4千人台で推移しており、平成22年以降、年少人口（15歳未満）は300～400人台、生産年齢人口（15～65歳未満）は2千人台となっています。一方、高齢者人口（65歳以上）は1.9千人前後で推移しており、少子高齢化が進んでいます。高齢化率は平成26年で39.9%、75歳以上の後期高齢者の割合（総人口に占める後期高齢者人口の割合）は21.3%にのぼります。



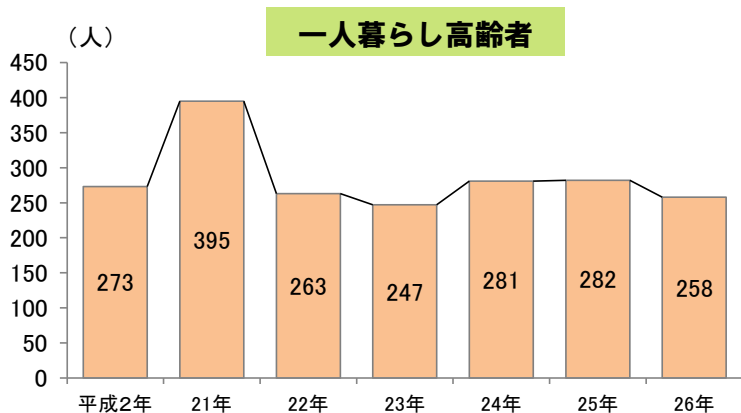
資料：住民基本台帳人口（各年3月末現在）



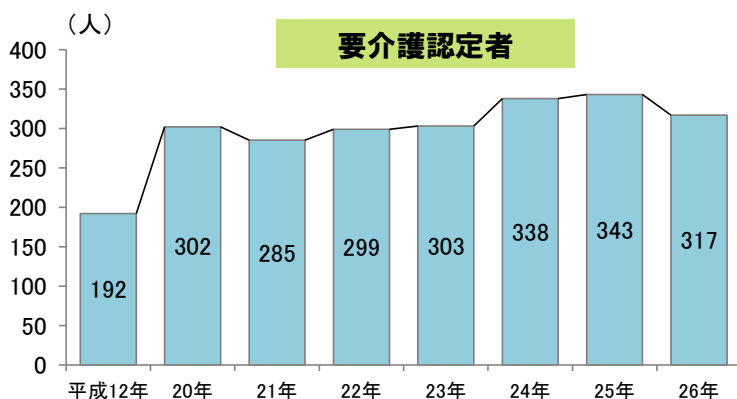
資料：住民基本台帳人口（各年3月末現在）

人口が減少しても、支援が必要な方はほぼ横ばいです。

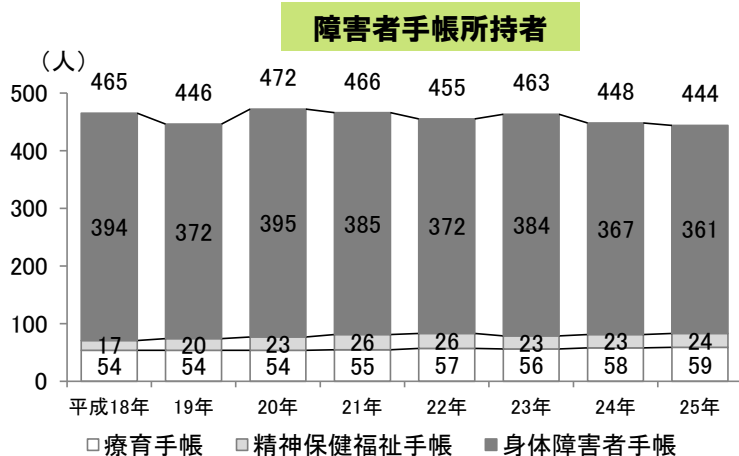
総人口が減少する中であって、当町では要支援者数はほぼ横ばいとなっています。



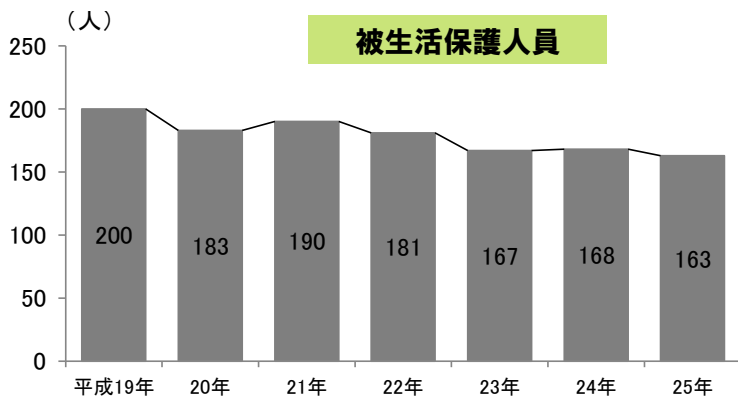
見守りや生活支援が必要な方が多い「一人暮らし高齢者」は概ね200人台で推移しています。平成26年では258人と総人口の5.5%に相当します。



要介護認定者（介護が必要な方）は300人前後で推移しています。平成26年では317人と総人口の6.7%に相当します。



障害者手帳所持者（身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳）をもっている方は400人台で推移しています。平成26年では444人と総人口の9.4%に相当します。

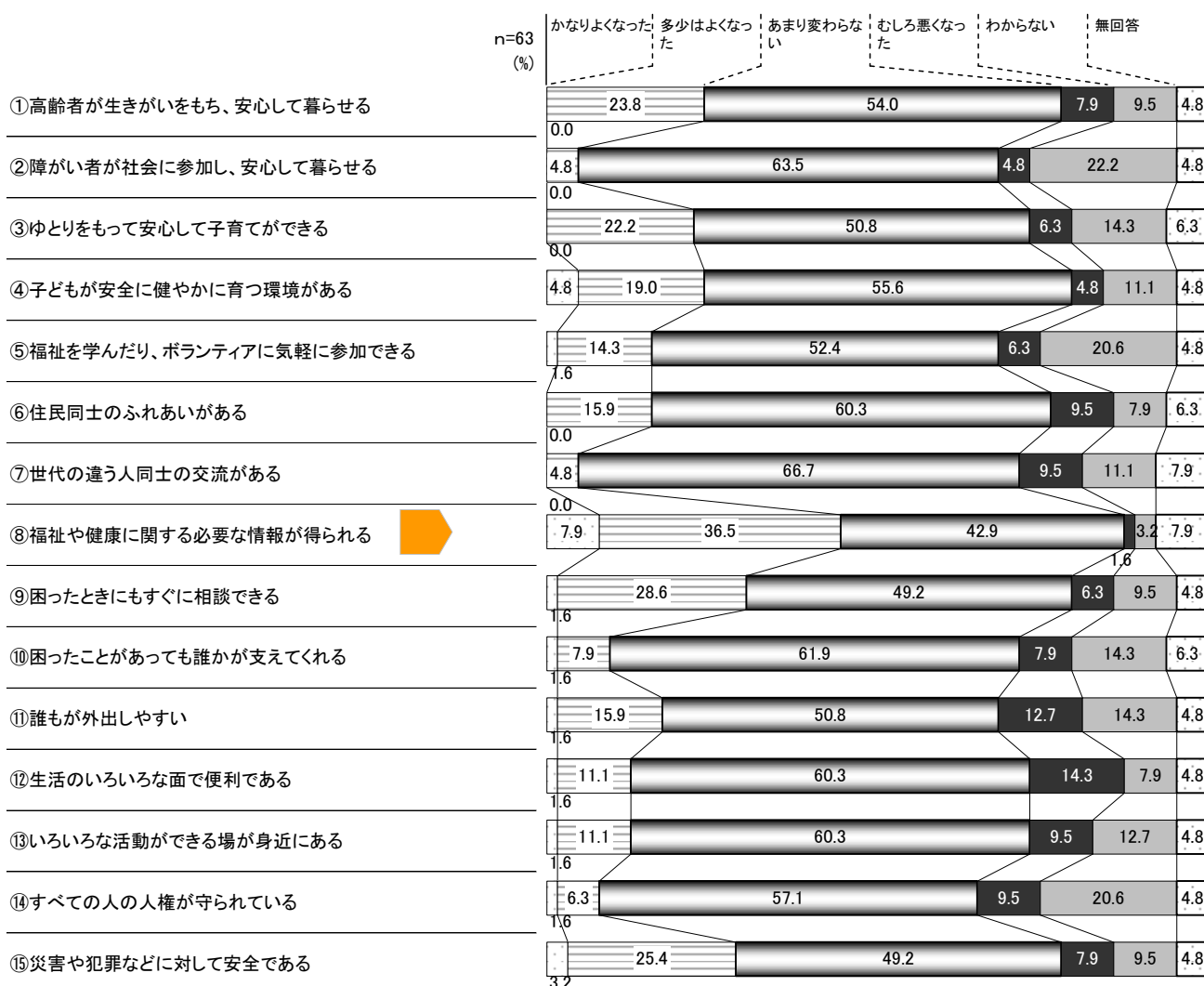


生活保護を受けている方は概ね100人台で推移しています。平成26年では163人と総人口の3.5%に相当します。

7 団体アンケートから見られる現状

この5年間で福祉・健康情報はよくなったとする人もみられますが、そのほかは「あまり変わらない」とする回答が多くなっています。

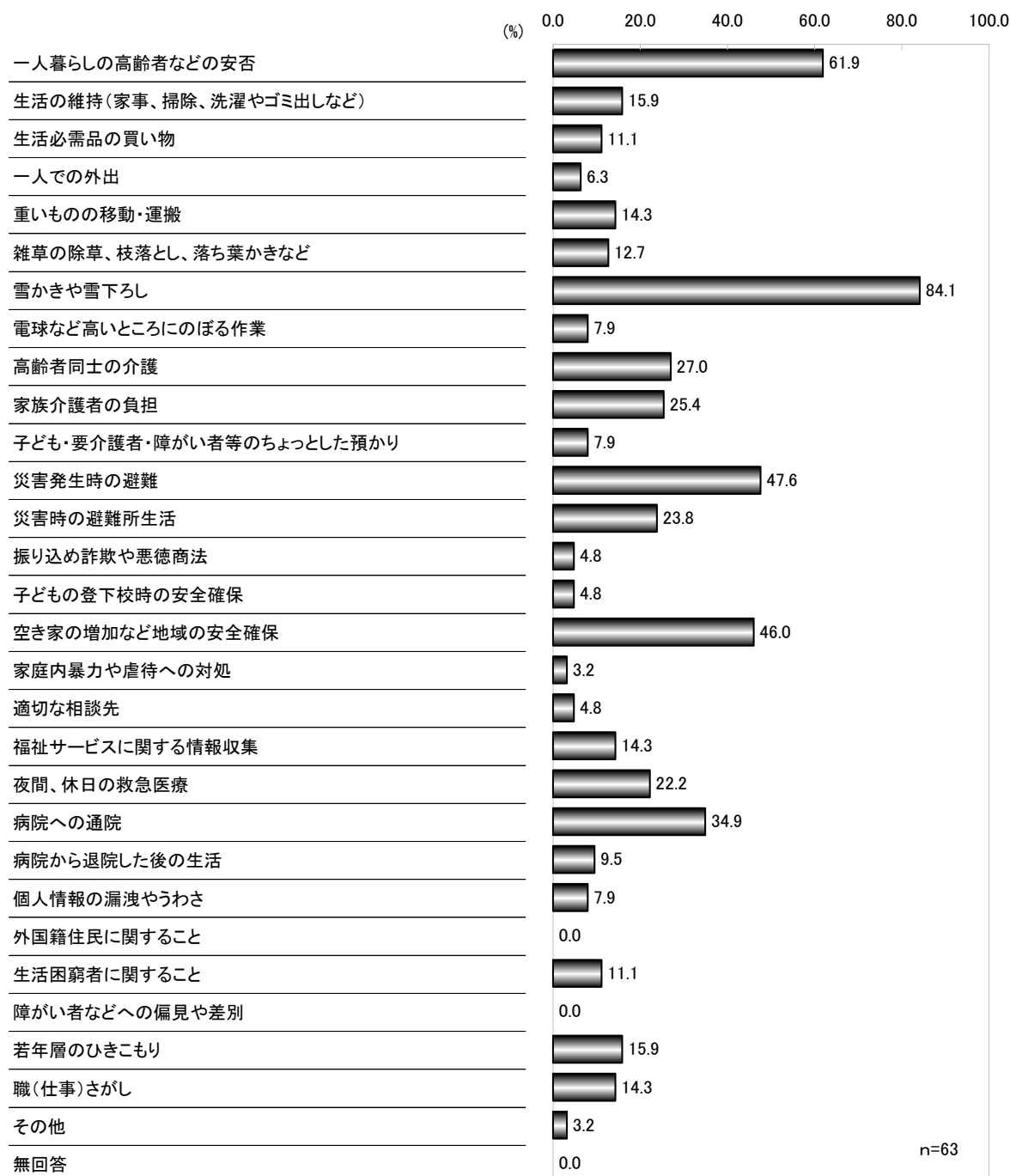
【この5年間の町の変化について、率直な評価・ご意見をお願いします（○は1つだけ）】



◆ “概ねよくなった”（「かなりよくなった」と「多少はよくなった」の合計）は【⑧福祉や健康に関する必要な情報が得られる】が44.4%と第1位に挙がりました。次いで【⑨困ったときにもすぐに相談できる】が30%台で続いています。多くの項目で「あまり変わらない」が50～60%台を占めています。“概ねよくなった”（44.4%）が「あまり変わらない」（42.9%）を上回るのは【⑧福祉や健康に関する必要な情報が得られる】のみです。

高齢者が多い当町では雪かき、安否確認、地域の安全対策をはじめ 生活課題は多岐にわたります。

【皆さんが相談を受けたり、見聞きする生活の困りごと（地域住民個々の困りごともしくは地域に共通する困りごと）は何ですか（〇はあてはまるものすべて）】

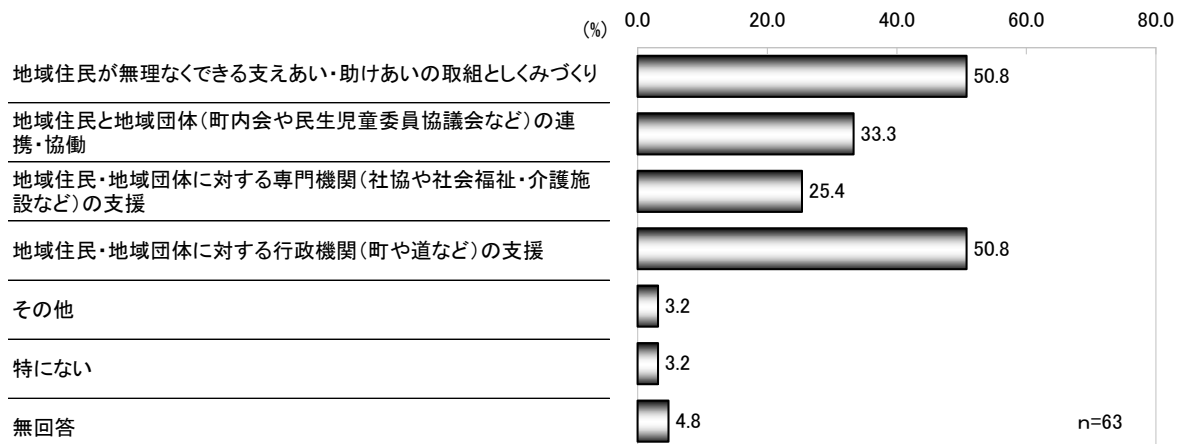


◆「雪かきや雪下ろし」が84.1%で第1位、「一人暮らし高齢者などの安否」が61.9%で第2位。「災害発生時の避難」と「空き家の増加など地域の安全確保」が40%台で続きます。そのほか多数の項目に回答が見られます。

安心な暮らしのために必要なことは

“住民相互の支え合い・助け合い”と“行政の支援”が同率。

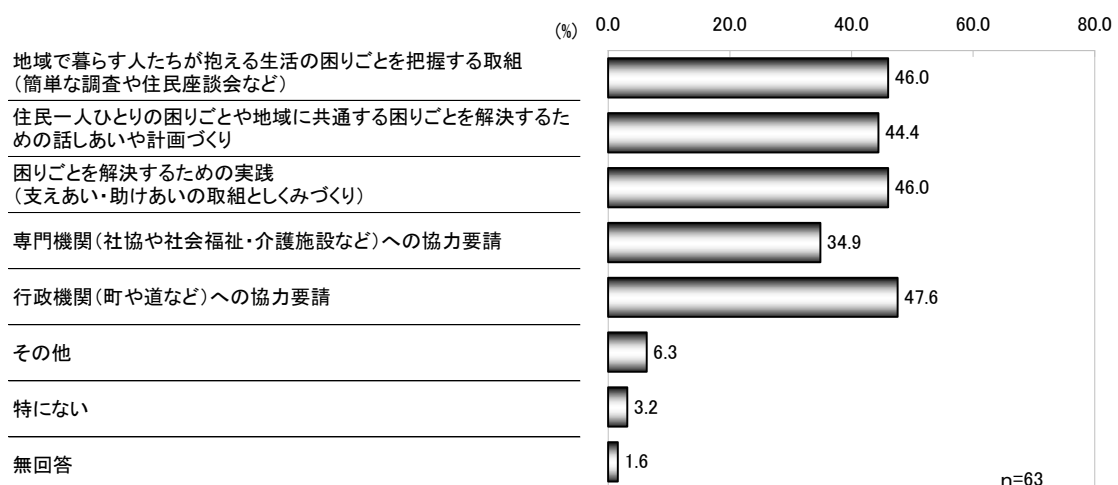
【年齢や健康状態、生活状況などにかかわらず、すべての福島住民が安心して暮らすためには、どのような取組が必要だと思いますか（○は2つまで）】



◆「支え合い・助けあい（合い）の取組としくみづくり」と「行政機関（町や道など）の支援」が50.8%で同率です。

地域団体のみなさんができる取組に、「町や道などへの協力要請」のほか、実態把握・話し合い・実践などのアクションも挙がりました。

【皆さんや地域の人たちができる取組は何ですか（○はあてはまるものすべて）】



◆「行政機関（町や道など）への協力要請」「困りごとの把握」「困りごとを解決するための実践」「困りごとを解決するための話し合いや計画づくり」が40%台で並んでいます。

生活課題を見る目線が団体によって異なります。 様々な団体は生活課題を把握するアンテナといえます。

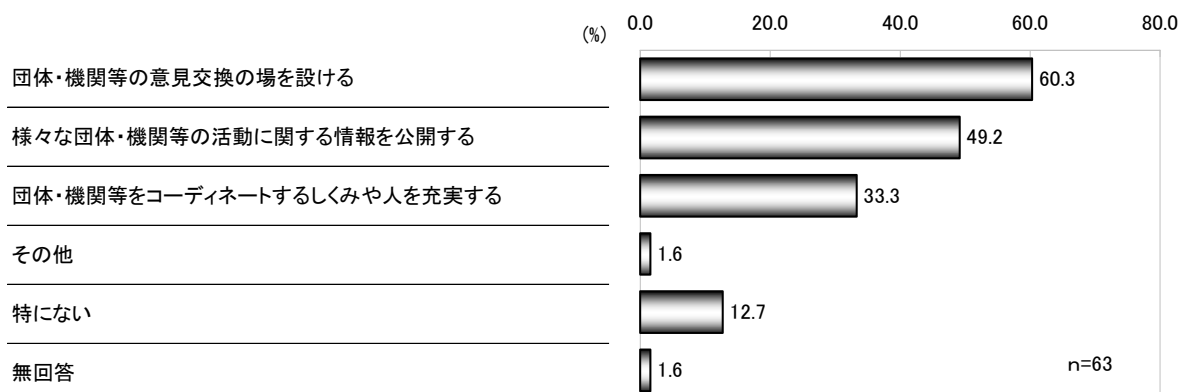
【上位10位までの団体の回答状況】

順位	項目	回答結果の傾向
1	雪かきや雪下ろし	ほとんどの団体で第1位。町内会では90%台にのぼる。
2	一人暮らしの高齢者などの安否	医歯会で「生活の維持（家事、掃除、洗濯やゴミ出しなど）」と並んで第1位。民生委員は第2位、町内会は第3位。
3	災害発生時の避難	町内会では60%で第4位に挙がる。
4	空き家の増加など地域の安全確保	町内会では76.0%で第2位。他の団体では高くない。
5	病院への通院	障害者団体、地域団体、医歯会で高い。
6	高齢者同士の介護	医歯会で高い。
7	家族介護者の負担	民生委員で41.7%と第3位。他の団体は高くない。
8	災害時の避難所生活	町内会、事業者で高い。障害者団体は該当なし。
9	夜間、休日の救急医療	事業者と地域団体で高い。
10	生活の維持（家事、掃除、洗濯やゴミ出しなど）	医歯会で「一人暮らしの高齢者などの安否」と並んで第1位。
10	若年層のひきこもり	町内会と民生委員で回答がみられる。他の団体は該当なし。

◆P8で上位に上がった項目について、団体別の回答傾向を見ると、「雪かきや雪下ろし」は多くの団体で第1位ですが、医歯会は「一人暮らし高齢者などの安否」と「生活の維持（家事、掃除、洗濯やゴミ出しなど）」が同率の第1位に挙げています。

団体間の協力を推進するために、意見交換の場が必要です。

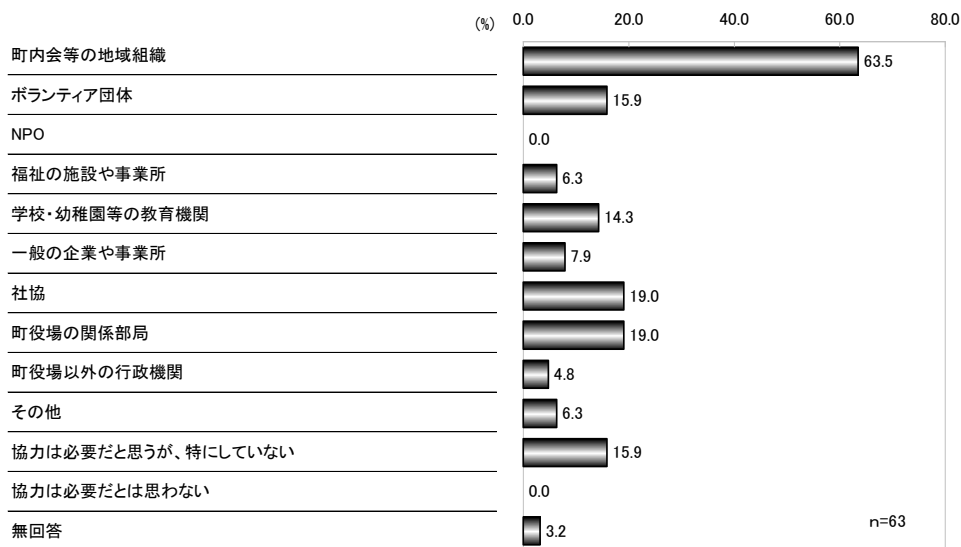
【他の団体や機関等との協力をすすめていくためには、何が必要だと思いますか（○は2つまで）】



◆今後、連携を進めていくための条件として、「団体・機関等の意見交換の場」が約60%、「活動の情報公開」が約50%で挙がっています。

連携のカギになるのは町内会等の地域組織です。

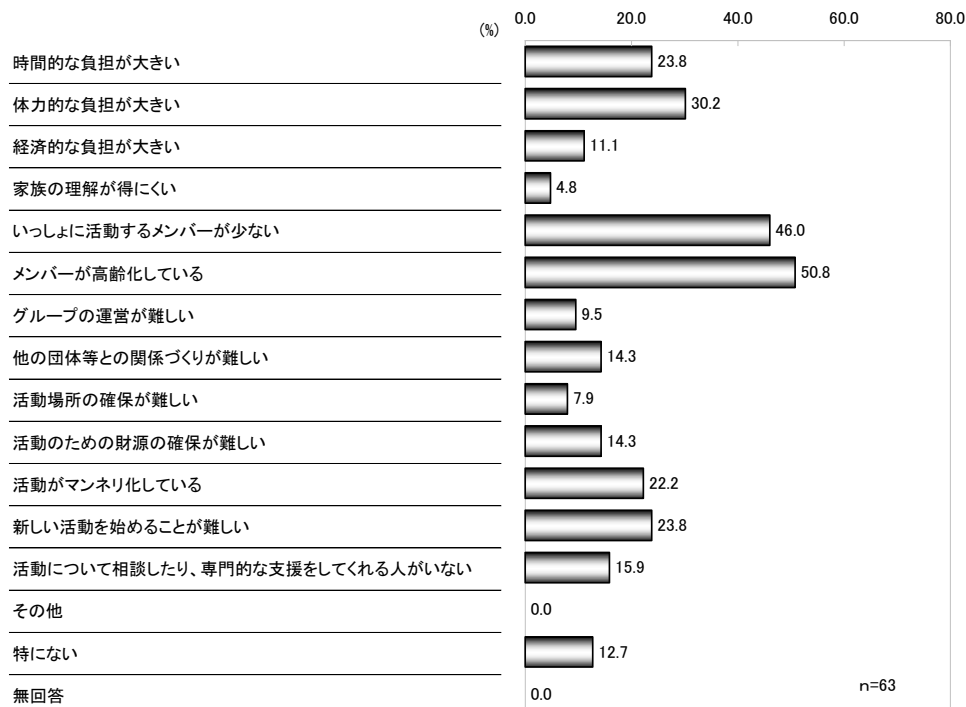
【所属している団体の他に地域活動に関して協力している団体や機関等がありますか（○はあてはまるものすべて）】



◆連携している先は「町内会等の地域組織」が63.5%と圧倒的多数です。

活動上の困りごとは、町内会はメンバーの高齢化、民生委員は一緒に活動する人が少ないことです。

【地域活動をする上で困っていることがありますか（○はあてはまるものすべて）】



◆「メンバーが高齢化している」が50.8%で町内会と障害者団体で第1位、「いっしょに活動するメンバーが少ない」が46.0%で民生委員で第1位となっています。

8 第1期計画の取組状況

“町が行うこと”（行政の役割）について、平成21～26年度の実施状況は以下の通りです。

【基本方針1 みんなの元気が支えるまちづくり】

	重点的に行うこと	町が取り組んだこと
① みんなで健康になろう。	みんなで健康になろう	健康フェスティバルを開催しました。年々、参加者が少なくなっているため、事業内容についても検討が必要です。
	早ね・早おき・朝ごはん運動を推進する	- 小学生～中学生の本人及び家庭に早寝・早起き・朝ごはんの大切さをPRしました。 24年度まで吉岡サマーキャンパスの事業を実施しました。27年度に給食センターの栄養教諭と連携し、小学生を対象とした料理教室を開催予定です。
	スポーツ大会、健康ウォーキング教室、健康料理教室など健康づくりを支援する	- 健康料理教室、ウォーキング教室（健康フェスティバル時）を実施しました。 - 健康料理教室は年々参加者が減っています。ウォーキング教室は、北海道主催に十数人参加していましたが、最近が開催されていません。
	健康レシピを普及して栄養バランスのとれた食事を推進する	健康カレンダーに掲載（12品）、健康フェスティバルで健康レシピによる試食を実施しました。
	ふれあい教室など介護予防事業を推進する	毎月町内7か所で、筋力向上体操などの転倒予防のほか脳活性化体操や栄養指導・口腔指導などを行っています。参加者が固定化しており、掘り起こしが必要です。
	健康づくりに取り組む住民を支援する「いきいき健康ふくしま21」を推進する	健康フェスティバル、健康料理教室、ウォーキング（健康フェスティバル時）、親子料理教室、ふれあい教室等を開催し、住民の健康づくりを支援しました。
② 生きがいをつくろう。	広報ふくしまや町ホームページでボランティア活動をPRするなど支援する	各種ボランティア団体があり、花いっぱい運動や独居世帯に弁当を配布したり、健康フェスティバル・高齢者等スポーツ大会・乳幼児健診等で協力や読み聞かせの会などを実施しました。活動のPRが必要です。
	ボランティアが励みとなり、生きがいとなるポイント制を調査研究し、当町に適した制度として検討していく。	ボランティア活動について、個々の組織で行われていますが、組織化には至っていません。
	「防災とボランティアの日」を制定する。	実施できませんでした。
	「せわずき憲章」（仮称）の制定を検討する	実施できませんでした。

【基本方針2 みんなで手をつなぐまちづくり】

	重点的に行うこと	町が取り組んだこと
① 見守り活動を 広げよう。	定期的な声かけ訪問(声かけ訪問サービス)で高齢者の状態を把握する	・23年度までは声かけ訪問サービスとして委託していましたが、24年度以降は安心生活創造事業の70歳以上の独居及び老々世帯宅を訪問することにより(年3回)で安否確認を実施しています(464世帯)。
	総合相談支援事業(包括的支援事業)において、関係機関等と連携し、高齢者の実態を把握する	・毎月1回、町内のサービス事業所(3ヶ所)とケア会議を実施して、介護サービス利用者等の情報の共有を図っています。
	支援が必要な人に設置する“見守りさん”(仮称)の事業や、日常的に地域を巡回する民間企業(水道検針など)との協力関係とネットワークを築き、日常的な見守りを通して災害時要援護者の支援にもつなげる	・平成14年7月は福島・吉岡郵便局、平成24年1月はコープさっぽろ、平成26年7月は江差信用金庫の4事業所との見守り協定を締結しました。配達時等に高齢者等に異変があった場合に役場に連絡が来ることになっています。
	空き店舗や空き家などを活用して、街中で誰もがいつでも集まれる“おしゃべりハウス”(仮称)づくりを推進する	・実施していません。 ・27年度末に完成する吉岡総合センターに高齢者サロンを配置し、28年度から活用します。
	役場においても、率先してあいさつ運動を推進する	・ほとんどの職員は、あいさつ等の声かけしていますが、さらに意識づけを図る必要があります。
② 悩みはみんな で解決しよう。	役場(地域包括支援センターを含む)や社協などは対処別相談窓口の一覧表を作成し、公共施設への設置や広報紙掲載など繰り返し周知する	・各施設で相談業務は随時受けており、他施設に関する相談があった場合は施設と連絡をとっています。相談窓口の一覧表の作成には至っていません。
	ふれあい教室やイベントでは可能な限り相談窓口を設置し、出前相談を推進する	・ふれあい教室を年52回、温泉健康相談を年12回実施しています。
	町のあちこちで、いきいきサロンなどが開催されるよう支援する	・支援体制ができませんでした。
	複数の機関にまたがる課題について、チームを組んで連携して対応する	・日常から連携しています。

【基本方針3 みんなが笑顔になるまちづくり】

	重点的に行うこと	町が取り組んだこと
① 情報収集に上 手になろう。	広報ふくしまなど町が発行するものについては、字の大きさ、専門用語・行政用語の排除、カタカナ語の排除などに配慮する。マンガやイラストを多用し、肖像権に留意しながら住民の顔を入れるなど親しみやすい情報誌の作成に取り組む	・住民誰もがわかりやすいように配慮しました。
	町ホームページをさらに充実する	
	障がい者のコミュニケーション支援事業を継続する	・視覚障がいなどに手話通訳者の派遣を行いました。

	重点的に行うこと	町が取り組んだこと
	住民が必要とする情報をタイムリーに提供する	・検診や予防接種等住民にとって必要な情報は、広報・各戸配布・回覧等により周知しています。 ・町広報紙は月1回、回覧及び各戸配布は月4回行っています。
	災害時の連絡も視野に入れた新しい情報通信システムの構築について検討していく	・防災無線が場所により聞こえにくいと、平成26年度末までに全世帯に戸別受信機を整備し、災害情報等を伝達します。
② いざという時に備えよう。	災害時要援護者名簿への登録の必要性をPRし、推進する	・社協の広報紙で安心生活創造事業内容（高齢者実態調査、安心サポート電話等）について周知しています。70歳以上の高齢者を対象に実態調査を実施し、同意を得た方の台帳を作成しています。平成26年度現在628世帯が登録しています。
	災害時要援護者名簿について適切な情報管理を行うとともに、定期的な情報更新を行う	・社協に委託している安心生活創造事業で要支援者台帳を整備しており、年3回安否確認も含めて情報を更新しています。
	町内会単位などで災害時要援護者に配慮した緊急連絡体制を整備する	・検討に至りませんでした。
	町内会単位の避難所マップを作成し、配布する	・26年度末に防災マップを配布しました。
	地区ごとの防災訓練を実施する	・毎年、10月に対象地区を決めて実施しています。
	地域を巡回する民間企業（例えば水道検針）との協力関係を築き、災害時要援護者の日常的な見守りを推進する	・平成14年7月は福島・吉岡郵便局、平成24年1月はコープさっぽろ、平成26年7月は江差信用金庫の4事業所との見守り協定を締結しました。配達時等に高齢者等に異変があった場合に役場に連絡が来ることになっています。
	高齢者などを中心に、保険証、お薬手帳や通帳・印鑑など大切な物を一括にまとめておく「いのちのおたすけ袋」（仮称）の配布を検討する	・検討には至りませんでした。
	救急時に命を救う手助けになる個人情報を入れた容器を冷蔵庫に保管する「安心カード」の導入について検討する	・安心生活創造事業で、救急医療キット「Q救ちゃん」（保険証の写しや緊急連絡カードを筒型のキットケースに入れ冷蔵庫に保管する）を平成23年1月に65歳以上が居る世帯に配布しました。24年度以降、新規の対象者に配布しています。

9 第2期計画策定にあたっての課題

地域福祉とは

地域で暮らす人たちの「生活の困りごと」の解決や「生活に望むこと」の達成を目指す「取組」と「仕組」です。

地域福祉の取組と仕組

地域福祉は、自分自身で生活を支える**自助**

地域で暮らす人たちが支え合う**共助**

行政（国・道・町など）や保健・福祉・医療の専門組織（社会福祉協議会、社会福祉法人、各種団体、病院など）が住民を支援する**公助**

の3つで成り立っています。



地域福祉計画とは、自助・共助・公助の役割を明確にするものです。

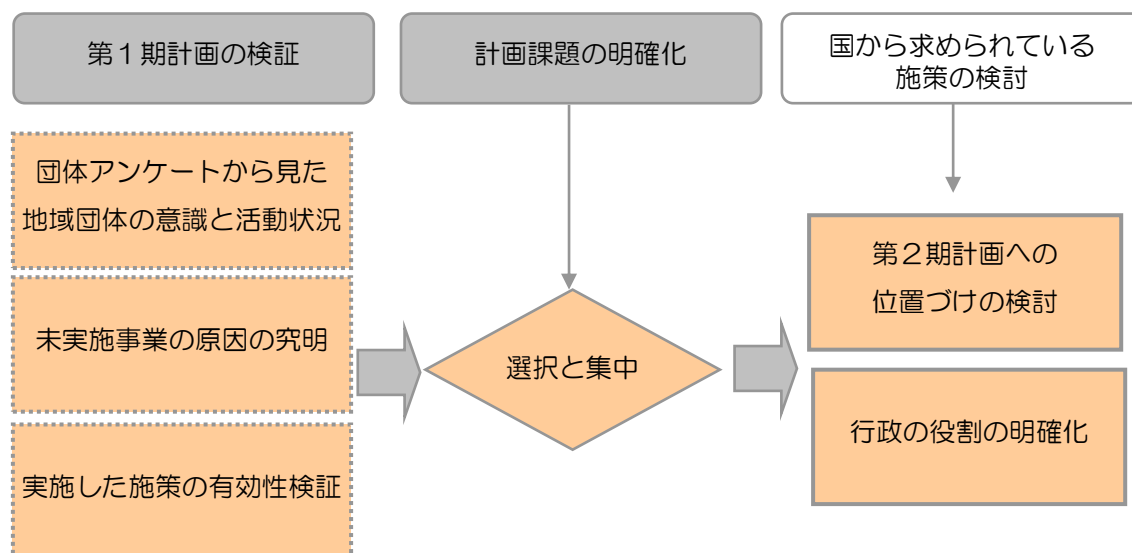
団体アンケートの結果をみると、住民の生活課題の解決に向けて、「住民相互の支え合い・助け合い」を進めようとする意見と、行政（町や道）に要望し、支援を求めようとする意見が拮抗している現状がうかがえます。

地域福祉とは何かを改めて地域で学び、考えていく必要があります。

厳しい条件の中で暮らしてきた当町住民は、「自助」の精神が強く、「自助」が困難な状態になると「公助」へ向かう傾向があり、住民相互で支え合い・助け合う「共助」の精神が熟成半ばであることがうかがわれます。

これらのことから、第2期計画では以下の点に留意しました。

- 課題を明確化し、地域福祉を実現する施策として選択と集中を行い、まずは行政（町）が行うことを明確化しました。
- 基本的には基本理念、施策体系は第1期計画を踏襲していますが、地域福祉の理念の浸透を目指すため、基本目標1「みんなの元気が支えるまちづくり」の施策方針について、「支え合い」を最重要として位置づけました。
- 第1期計画で実施できなかった施策については、予算上の問題や住民ニーズの高まりが見えないこと等から、優先度で選択しました。
- 国から地域福祉計画への反映が求められている施策について、町の実情に即して導入しました。
- 自助（住民が行うこと）、共助（地域や関係機関・町が協働すること）は第1期計画における記載をそのまま踏襲しています。これは第1期計画策定にあたって実施した、地域におけるワークショップや策定委員の話し合いを基本としているためです。



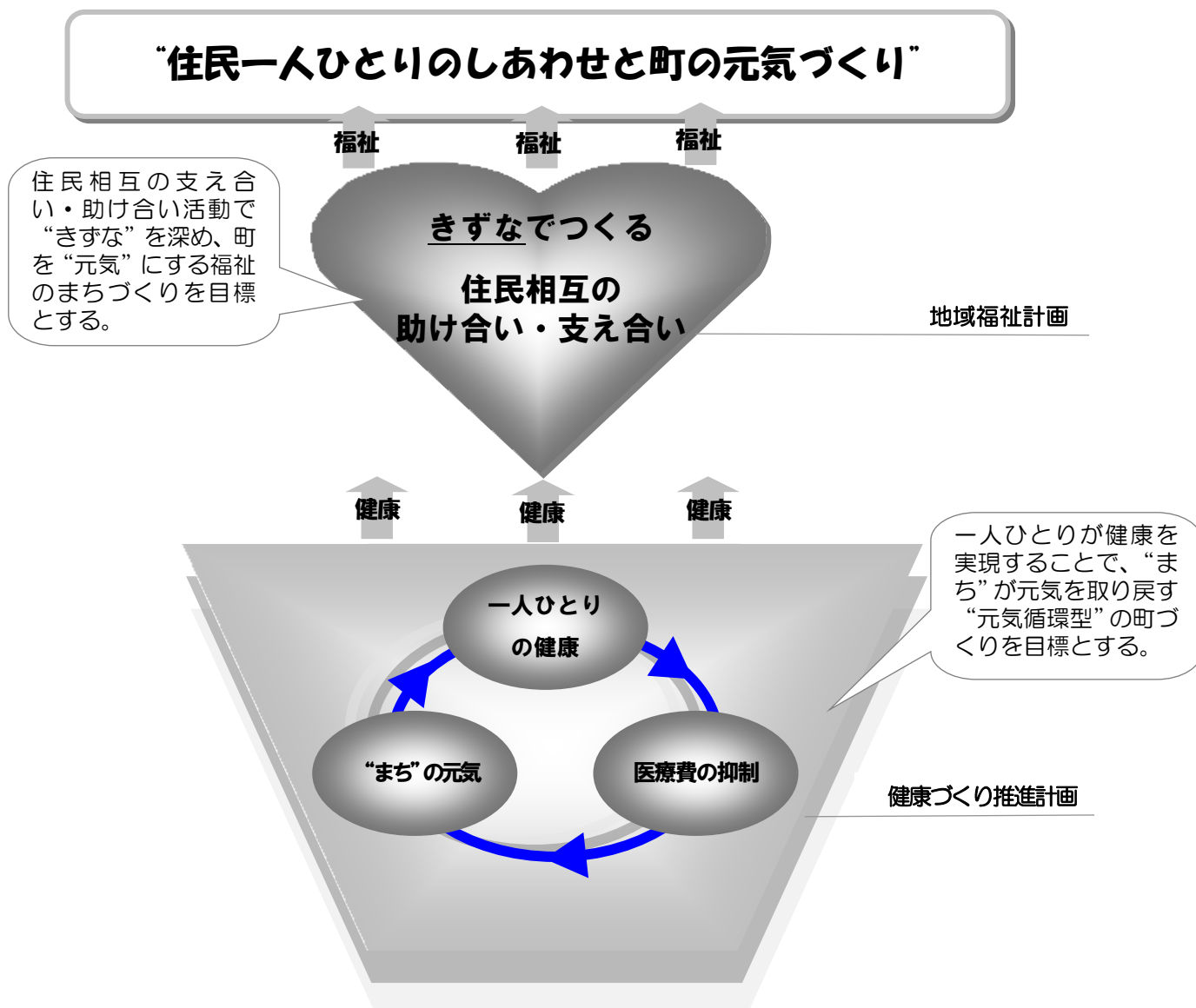
第2章 福島町の地域福祉推進の理念

1 福祉のまちづくりへの挑戦

当町は人口5千人弱の小さな町ですが、住民一人ひとりの健康を実現することで町の元気づくりに挑戦しています。健康づくりに続き、一人ひとりが福祉に目覚めることによって、すべての住民が支え合う資源となり、町を元気にする可能性を秘めているとの考えの下、地域福祉を推進してきました。先進的な安心生活創造事業に着手することで実質的な成果が見え始めたところです。「福祉の心」をさらに普及することが求められています。

本計画は一人ひとりのしあわせを実現するという大きな目標に向かって、自分の健康・支える人となるための健康づくりを進めながら、住民相互の支え合い・助け合い活動で“きずな”を深め、助けられる人のしあわせと助ける人の生きがいをつくり、そのしくみが町を“元気”にするという、福祉のまちづくりに挑戦するものです。

当町の福祉のまちづくりへの挑戦イメージ



2 地域福祉の基本的考え方

当町はイカ漁など漁業を中心としてきましたが、高度成長期には男性・若者の出稼ぎや季節労働によって支えられてきました。その後、青函トンネル工事の基地となって転入者が増え、昭和 50 年のピーク時には総人口 1 万 2 千人台を記録するなど町は活気を帯びました。しかし、昭和 62 年の工事完成が近づくにつれ、転出者の増加などにより人口は激減しました。このような人口減少と少子高齢化の進展が相まって、高齢者や女性を中心となって地域を支えており、今後もこの状況が続くことを前提にした、福祉のまちづくりを行っていく必要があります。

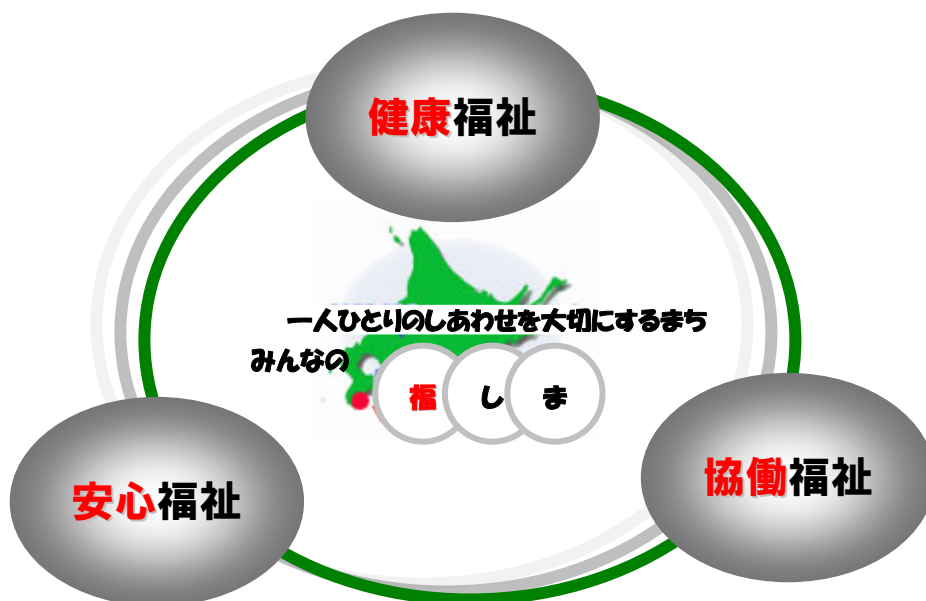
本計画では、住民**みんながしあわせになる**まちをつくるため、支え合いの中で健康になる（**健康福祉**）、男性も女性も、高齢者も若者もみんなが協力し合い（**協働福祉**）、一人ひとりを大切に、みんなが笑顔になる福祉（**安心福祉**）を基本方針と定め、実現する目標を、

一人ひとりのしあわせを大切にするまち みんなの福**しま**

～しあわせ  ランド ふくしま～

とします。

“健康福祉・協働福祉・安心福祉”のまちづくりイメージ



3 施策の体系

基本理念

一人ひとりのしあわせを大切にするまち みんなの福しま

基本目標

**1 みんなの元気が
支えるまちづくり**

**2 みんなで
手をつなぐまちづくり**

**3 みんなが
笑顔になるまちづくり**

町の施策方針

1 支え合い・健康

支え合いの中で健康になる

重点①：支え合いに参加しよう。
重点②：みんなで健康になろう。

2 見守り・相談

すべての住民が尊重される

重点①：見守り活動を広げよう。
重点②：悩みはみんなで解決しよう。

3 情報・安全安心

一人ひとりを大切にする

重点①：情報収集に上手になろう。
重点②：いざという時に備えよう。

第3章 地域福祉の進め方

1 みんなの元気が支えるまちづくり(支え合い・健康)

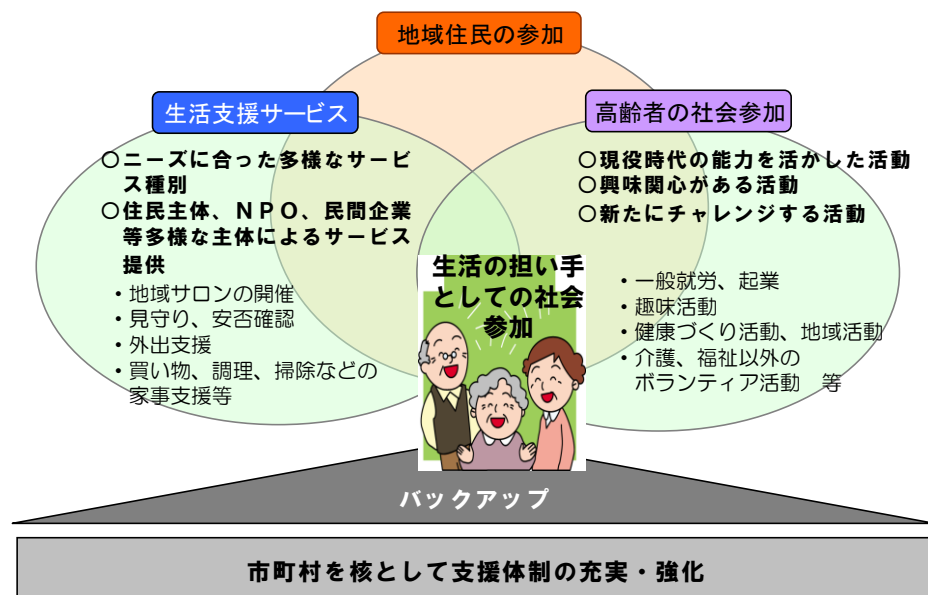
(1) 支え合い

<現状と考え方>

支え合い活動の1つとしてサロン活動があります。いきいきサロンは、身近な場所で住民が交流する地域の拠点です。現在、当町には高齢者が交流するサロンが1か所、民生委員・児童委員、「福島町せわすき・せわやき隊」の支援による子育て家庭（親子）が参加するサロン「ゆりっこ広場」があります。このようなサロンが広がり、住民が地域で交流する機会が増えていくことが期待されます。

平成27年度の介護保険制度の改正により、当町では平成30年4月から新しい介護予防・日常生活支援総合事業が始まり、高齢者の在宅生活を支えるための配食や家事援助、サロンなどの生活支援サービスを提供することになります。このため、生活支援コーディネーターの配置や協議会の設置の準備を行うこととしています。

【生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加】



- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。
- 多様な生活支援サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。
具体的には、生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援サービスコーディネーター」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。

＜今後の取組＞

重点①：支え合いに参加しよう

しっかり取り組みます。
(町が行うこと)



	事業	内容
1	研修会・講演会の開催	住民の支え合いの精神を学ぶ機会を積極的につくり、共助の考え方を普及します。
2	ふれあい・いきいきサロン活動の支援	ふれあい・いきいきサロン（住民が交流する地域の拠点）を支援していきます。
3	ボランティアの育成	庁内部署、町社協と連携し、ボランティアを希望する住民を支援します。
4	地域福祉活動の支援	住民が主体的に取り組む地域福祉活動（支え合い・助け合い）を支援します。
5	福祉情報の提供	誰もがボランティア活動に関する的確な情報を得ることができるよう、福祉情報提供に努めます。

みなさん、やってみましょう！

(住民が行うこと)



- ボランティア活動に関心を持ちましょう。
- 気軽にボランティア体験をしてみましょう。
- 傾聴ボランティアとして様々な立場の人の話を親身になって聞きましょう。

いっしょにやりましょう！

(地域や関係機関・町が協働すること)



- 傾聴ボランティアをはじめ誰もが経験できる活動を広めよう。
- 支援を希望すること、支援できることをアンケートや聴き取り調査などで把握しよう。
- ボランティア団体のネットワークをつくり、PRや協働を進めよう。
- ボランティア保険の加入について、わかりやすい説明をしていきます（社協）。
- 小中学生がボランティアを体験できるよう「児童・生徒のボランティア活動支援事業」に積極的に取り組みます（社協）。
- 当町に適したボランティアポイント制度を行政と一緒に調査研究していきます（社協）。
- 事業所も巻き込んでボランティアを普及していきます（社協）。

（２）健康

＜現状と考え方＞

◇平成 12 年度に救急まつりでスタートした健康フェスティバルは、住民の健康を何とかしたいとの熱い思いが後押しになって、民間団体が実行委員会を組織し、大きなイベントに成長しました。平成 19 年度には「いきいき健康ふくしま 21」（“ふくしま健康横綱への挑戦プラン”）を策定し、栄養・食生活、身体活動・運動、歯と口腔、生活習慣病の予防、がん対策を重点に、住民の主体的な健康づくりを支援しています。

◇データから見ると、悪性新生物（がん）の死亡率は改善が見られるものの全国・全道の水準を上回っており、脳血管疾患や心疾患も高い死亡率です。

【死亡率（人口 10 万対）、選択死因分類】（平成 24 年）

保健所 市町村	死亡総数	悪性 新生物	胃の悪性 新生物 (再掲)	糖 尿 病	心 疾 患 (高血圧性 を除く)	脳 血 管 疾 患	肺 炎	老 衰	不 慮 の 死 故	交 通 事 故 (再掲)	自 殺
全 道	1 067.0	333.3	41.5	12.8	173.9	93.4	104.3	35.1	30.0	5.1	22.2
函 館 市	1 289.8	368.9	54.5	11.3	225.2	105.3	135.3	51.9	36.2	3.7	26.0
渡 島 保 健 所	1 257.8	402.4	53.9	14.1	179.2	111.2	126.9	52.3	42.3	8.3	25.7
北 斗 市	1 025.3	352.3	35.9	6.3	130.8	59.1	130.8	31.6	27.4	2.1	29.5
松 前 町	1 602.4	554.2	108.4	12.0	180.7	96.4	108.4	144.6	60.2	12.0	24.1
福 島 町	1 611.6	516.5	41.3	20.7	206.6	186.0	186.0	62.0	62.0	41.3	20.7
(H17 年)		560.7	-	34.0	254.8	322.8	135.9	34.0	101.9	17.0	17.0
知 内 町	1 765.9	492.8	82.1	41.1	184.8	266.9	61.6	41.1	123.2	20.5	82.1
木 古 内 町	1 891.3	603.6	140.8	20.1	342.1	261.6	120.7	60.4	40.2	-	0.0
七 飯 町	1 169.7	425.0	49.2	21.1	147.5	122.9	105.4	52.7	28.1	-	14.0
鹿 部 町	1 179.0	371.2	109.2	-	262.0	87.3	131.0	-	-	-	43.7
森 町	1 473.7	321.6	40.9	17.5	286.5	140.4	163.7	76.0	81.9	29.2	23.4

資料：北海道保健統計

◇平成 21 年度に 14.8%（285 人）であった要介護認定者の出現率は、平成 26 年度で 16.2%（317 人）となっています。認定率は年々増加傾向にありますが、予防をすることで一定の成果が得られると言われています。

◇当町では、毎月、町内 7 か所で、筋力向上体操などの転倒予防のほか脳活性化体操や栄養指導・口腔指導などの介護予防をしています。

◇認定こども園福島保育所では、「食を営む力」の基礎を培うことを目標に保育所の食育推進計画を立案し、食を通じて健康な心と体を育てられるよう支援しています。食育教室で地元の食材を紹介し、食への関心を高めています。

◇平成 27 年度から、給食センターの栄養教諭と連携し、小学生を対象とした料理教室

第3章 地域福祉の進め方 1 みんなの元気が支えるまちづくり（支え合い・健康）を開催します。

<今後の取組>

重点②：みんなで健康になろう。

しっかり取り組みます。

（町が行うこと）



	事業	内容
6	いきいき健康ふくしま 21 の推進	健康づくりに取り組む住民を支援する「いきいき健康ふくしま 21」を推進し、食生活、運動を中心に普及します。
7	ふれあい教室開催事業	各地区での巡回教室の実施により、高齢者の交流を図るとともに、生活機能の低下を防ぐため、体操や遊びとリハビリテーションを組み合わせた「遊びリテーション」・栄養・口腔・生活指導を行います。
8	ふれあいスポーツ大会の開催	レクリエーションを通じて高齢者の健康増進を図るとともに、子どもたちとの交流を推進します。
9	温泉健康保養センター	温泉入浴の効果により健康増進を図る観点から高齢者に温泉優待券を配布します。また優待バスを運行し、温泉の利用を容易にするとともに、外出や交流の機会をつくります。
10	食育の推進	地元の食材の普及とあわせ、食生活の関心を高めます。

みなさん、やってみましょう！

（住民が行うこと）



- 健康フェスティバルに参加しましょう。
- まず、自分の体重を知ることから健康への関心を高めましょう。
- 気軽に楽しくウォーキングする仲間をつくりましょう。

いっしょにやりましょう！

（地域や関係機関・町が協働すること）



- 健康フェスティバルの企画を充実し、開催を継続しよう。
- 声を掛け合って、ウォーキング仲間を増やそう。

2 みんなで手をつなぐまちづくり（見守り・相談）

（１）見守り

<現状と考え方>

◇「生活と支え合いに関する調査」（平成 26 年 7 月公表 国立社会保障・人口問題研究所）によると、20 歳代から 50 歳代の 9 割以上が「毎日」会話をしているとしています。一方、ふだんの会話頻度（電話での会話を含む）が「2 週間に 1 回」以下となる人の割合は 2.1%で、ひとり暮らしの 65 歳以上の男性では 16.7%と増加しており、一人暮らしの高齢男性における社会的孤立が深刻とされています。

また、約 7～8 割の人が、「看病や介護、子どもの世話」「健康、介護、育児に関する相談」「いざという時の少額のお金の援助」「災害時の手助け」について頼れる「家族・親族」がいると回答している他方で、「頼れる人がいない」という 65 歳以上の人が 3.5%（男性の子どもがいない単独世帯で 18.8%、女性の子どものいない単独世帯で 8.1%）存在しており、所得が低いほどその割合は高いとされています。

◇当町では、福島・吉岡郵便局（平成 14 年 7 月）、コープさっぽろ（平成 24 年 1 月）、江差信用金庫（平成 26 年 7 月）の 4 事業所との見守り協定を締結しました。配達時等に高齢者等に異変があった場合に役場に連絡が来ることになっています。

<今後の取組>

重点①：見守り活動を広げよう。

しっかり取り組みます。
（町が行うこと）



	事業	内容
11	安心生活創造事業	独居世帯、老々世帯、障害・高齢者世帯、実質単身世帯を把握し、見守り、買い物等の生活支援を行います。
12	見守り協定の推進	見守り協定により、配達時等に高齢者等に異変があった場合の情報提供等見守りを推進します。

みなさん、やってみましょう！

（住民が行うこと）



- “見守りさん”（仮称）に協力しましょう。
- 地域の行事に積極的に参加しましょう。
- 教室や催し物に参加する時は、ご近所にも一声かけて誘い合いましょう。

いっしょにやりましょう！

（地域や関係機関・町が協働すること）



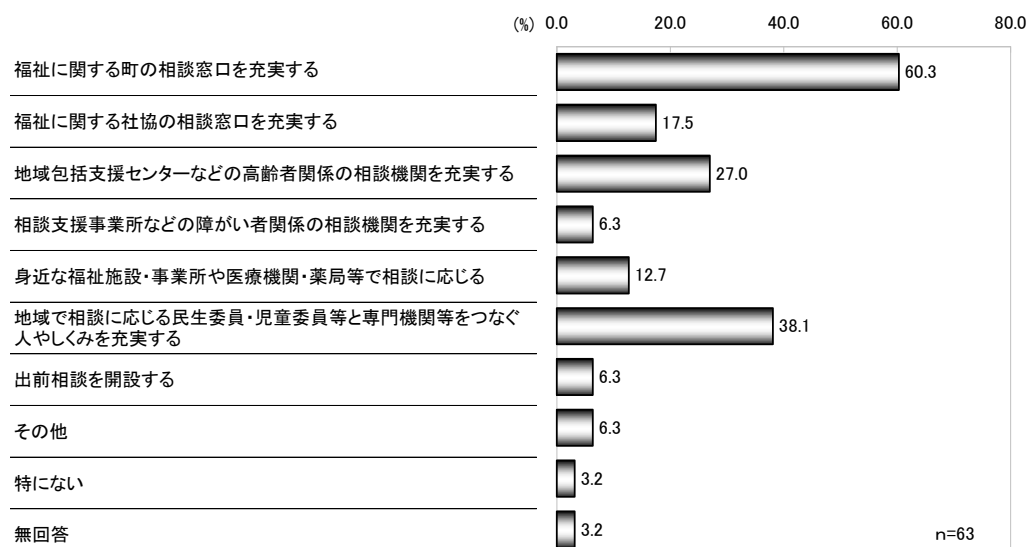
- 町内会、学校などが協力して、全町であいさつ運動を推進しよう。
- 「回覧板」を回す時に、一声かけることを推進しよう。

（２）相談

＜現状と考え方＞

◇団体アンケートから、相談しやすくするために必要なことは、「町の相談窓口の充実」が60.3%で最も多く、「民生委員等と専門機関等をつなぐ」(38.1%)が続きました。

【福島住民が福祉に関して相談しやすくするために、何が必要だと思いますか（〇は2つまで）】



◇福祉サービスは、利用者が自ら安心して選択し、利用できることが重要です。そのため自分に合ったサービスを主体的に選択するための信頼できる情報が提供されるとともに、契約締結の支援、苦情対応、権利侵害の相談等、サービスの利用者を総合的にサポートする環境が整備される必要があります。

◇認知症高齢者や知的障がいのある人の中には、財産の管理や日常生活で生じる契約など、判断が求められる行為を行う時に不利益を被る人がいます。こうした人たちの権利を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業があります。後見人制度の利用は広がってきていますが、制度を知らない人もまだ多く、周知が必要です。

◇高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らし続けることができるよう、健康や福祉、介護などに関する相談を受けたり、その人の身体状況に最も適したアドバイスを行う地域包括支援センターを町直営で運営しています。

◇身近な場所で、認定こども園や子育て支援事業等の情報提供、相談・助言等を行う「利用者支援事業」が法定化され、役場の相談業務が充実します。

◇障がいのある人には、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行う障害者相談事業を行っています。

◇平成 27 年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行されます。長引く景気低迷により当町においても被生活保護人員が一定程度で推移しており（P 6 参照）、自立支援が課題となっています。生活困窮者は母子世帯にも多く見られることから、子どもの貧困にも注視する必要があります。地域で状況を見守り、相談しやすい体制が求められています。

＜今後の取組＞

重点②：悩みはみんなで解決しよう。

しっかり取り組みます。
（町が行うこと）



	事業	内容
13	地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らし続けることができるよう、総合相談を行います。
14	利用者支援事業	役場内で、子どもとその保護者、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。
15	相談支援事業	障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行います。
16	障がい相談	障がい福祉サービスを利用する人を対象に、サービス利用に係る「サービス等利用計画」の作成をするとともに、障がい福祉サービス事業者等との連絡調整、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
17	障がい児相談	障害児通所支援を利用する障がい児を対象に、サービス利用に係る「障害児支援利用計画」の作成をするとともに、障がい福祉サービス事業者等との連絡調整、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
18	身近な相談体制の確保	民生委員・児童委員の活動をより強化するため、研修や情報提供等の充実を図り、その活動を支援していきます。
19	福祉サービスに関する苦情や意見等への対応強化	町社協、民生委員・児童委員、サービス提供事業者、道などの関係機関と協力して、福祉サービスに関する苦情等を把握し、改善していきます。

	事業	内容
20	日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が不十分な方の①福祉サービス利用のための手伝い②日常的な金銭管理③書類などの預かりを実施し、利用者の権利擁護を推進します。
21	成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の成年後見制度の利用を支援し、権利の擁護を図ることを目的とする成年後見制度利用支援事業を実施します。 判断能力が不十分な人の保護・支援を図るため、町長の法定後見（補助・保佐・後見）開始の審判等の申立権の適切な活用を図ります。

みなさん、やってみましょう！

（住民が行うこと）



- 思い悩まず、まずは相談しましょう。
- 家族や友人の様子の変化に気をつけましょう。
- 適度な距離感を保ちつつ、隣近所に関心を持ちましょう。

いっしょにやりましょう！

（地域や関係機関・町が協働すること）



- より身近なところで気軽に相談できるよう相談を受ける人材を養成しよう。
- 地域の人のお世話によるいきいきサロンなどを開催し、気軽に集まっておしゃべりしよう。



日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）

認知症高齢者等、成年後見制度の対象とはならないまでも判断等の支援が必要な人を対象に、福祉サービスを利用するにあたっての必要な手続きや利用料の支払い、苦情解決制度の手続きなどを、本人との契約により助言・相談、代行、代理等の方法により援助します。



成年後見制度

自分で財産管理や介護等の契約行為が困難であったり、悪質商法の被害に遭う恐れがある人を法律的に保護する制度で、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。

法定後見制度は、判断能力の程度に応じ補助・保佐・後見の3段階に分かれ、医師の診断書を添えて本人や配偶者などの親族等が家庭裁判所に申立て、補助人等を選任してもらいます。身寄りがいない人等については市町村長に成年後見の申立て権が与えられています。

任意後見制度は、本人が自ら選んだ任意後見人に対し、将来判断能力が不十分になった時の生活や財産管理等に関する事務の全部又は一部について代理権を付与する制度で、任意後見人と公正証書により任意後見契約を締結しておく制度です。

3 みんなが笑顔になるまちづくり（情報・安全安心）

（１）情報

<現状と考え方>

◇団体アンケートでは、90.5%と多くが「広報ふくしま」を「いつも読んでいる」ことがわかりました。一方、町社協が発行している社協だより「会報社協」については、「いつも読んでいる」割合が77.8%と「広報ふくしま」の水準には届きませんでした。

◇当町では月1回の広報紙発行のほか、回覧及び各戸配布を月4回行っています。聴覚障がい者など情報収集に支援が必要な方には手話通訳者の派遣を行っています。

平成28年4月から障害者差別解消法が施行されることから、障がいのある人への情報の在り方に適切な配慮が求められます。

<今後の取組>

重点①：情報収集に上手になろう。

しっかり取り組みます。
(町が行うこと)



	事業	内容
22	広報紙、町ホームページ等による情報提供	広報ふくしま、ガイドブック、町ホームページ、回覧板、チラシ等さまざまな手段を包括的に活用し、福祉制度やサービスに関する情報を住民にわかりやすく提供します。
23	意志疎通支援事業	聴覚障がいなど意志疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者の派遣等によるコミュニケーション支援事業を行います。

みなさん、やってみましょう！

（住民が行うこと）



- 広報ふくしまや回覧版をよく見ましょう。
- 大事な情報、役立つ情報は冷蔵庫など普段、目につくところに貼っておきましょう。

いっしょにやりましょう！

（地域や関係機関・町が協働すること）



- 広報誌「社協」の内容充実と読みやすさを工夫する（社協）。
- ホームページを活用する住民が増えるよう初心者向けパソコン教室を開催しよう。
- パソコンのトラブルを解決するため、ボランティアによるパソコン相談窓口を開設する（社協）。
- 手話通訳や点字、音読などコミュニケーションを支援する人材を増やそう。

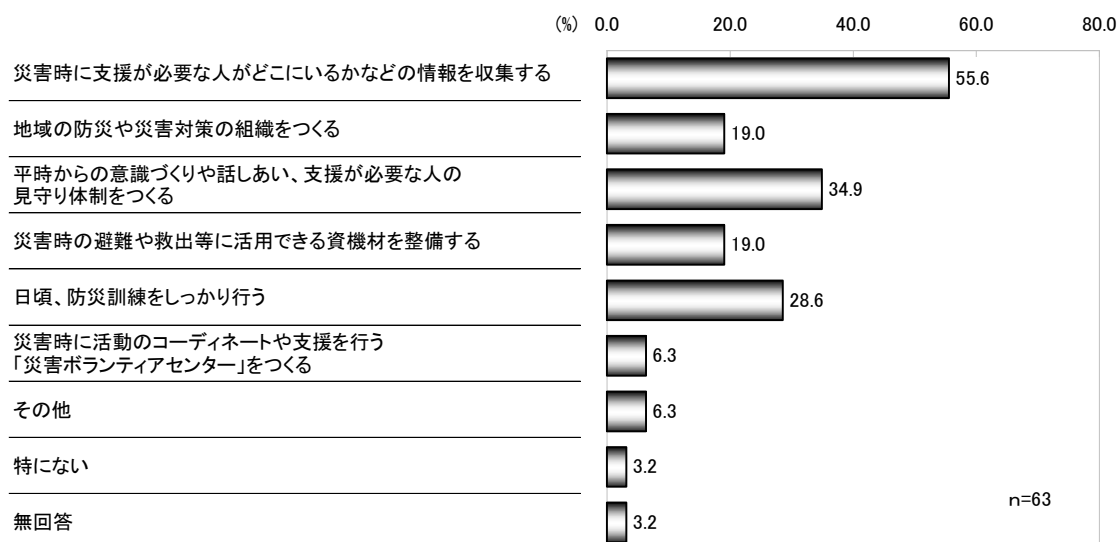
（２）安全安心

◇高齢者、障がい者など災害時に支援を必要とする人の増加が見込まれる中、人口減少や高齢化によって地域の防災力が低下しています。国では、地震、津波、台風、洪水など自然災害の被害を少なくするために、まずは自分の身は自分で守る「自助」、地域や身近にいる人同士が助け合う「共助」が大切だとする“7つの備え”を呼びかけています（P36「減災のてびき」抜粋を参照）。

◇当町では社協の広報紙により、安心生活創造事業内容（高齢者実態調査、安心サポート電話等）について周知しており、70歳以上を対象に実態調査を実施し、同意を得た方の台帳を作成しています。平成26年度現在628世帯が登録しており、平時の見守りと災害時の「災害時避難行動要支援者」台帳として活用しています。

◇団体アンケートでは、災害時に地域で支え合う活動をするために必要なことは、「災害時に支援が必要な人がどこにいるかなどの情報を収集する」が55.6%と最も多く、「平時からの意識づくりや話しあい、支援が必要な人の見守り体制をつくる」がこれを下回る34.9%で続きました。

【災害時に地域で支え合う活動をするために、どのようなしくみが必要だと思いますか（〇は2つまで）】



資料：団体アンケート



災害対策基本法

第49条の10

「市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

◇児童虐待への対応については、平成 12 年 11 月に「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」が施行されました。また「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」（平成 18 年 4 月施行）に続き、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成 24 年 10 月に施行されました。異常を察知するよう地域の関心を高めることが必要です。

＜今後の取組＞

重点②：いざという時に備えよう。

しっかり取り組みます。
（町が行うこと）



	事 業	内 容
24	避難行動要支援者制度の推進	要支援者の情報について、関係機関（町内会等）と情報の共有を図るとともに、関係各課及び民生委員・児童委員等を通じて制度の周知を図り、要支援者が安心して地域での生活を送ることができるよう制度を推進します。
25	介護予防・生活支援サービス事業	要支援者や予防対象者へ介護予防サービスと配食、見守りや買い物支援などの生活支援サービスを総合的かつ一体的に行うことができる新たなサービスの実施に向けて、当町の実情にあった事業を推進します。
26	虐待の防止	子ども、高齢者、障がい者への虐待を防止するため、関係機関との連携を推進するとともに、住民の関心を高め、虐待が疑われる場合には通報の義務があることを周知します。
27	DV防止対策	配偶者等からの暴力防止に向けて、情報提供、教育、被害者の安全確保、相談体制や自立支援など総合的な支援に取り組みます。

みなさん、やってみましょう！

（住民が行うこと）



- 避難に心配がある人は災害時要援護者名簿への登録を申し出ましょう。
- いざという時のために、緊急連絡先や必要な支援内容をあらかじめ整理し、いつも所持しましょう。
- 可能な限り防災訓練に参加しましょう。
- 日頃から近所の人とかかわりをもちましょう。

いっしょにやりましょう！

（地域や関係機関・町が協働すること）



- 訪問調査を通じて要援護者を把握するなど災害時要援護者名簿の登録を推進しよう。
- 日常的な見守りや各種サービスの利用を通じて災害時の体制をつくろう。
- 子どもを犯罪や危険から守るための「子ども110番の家」を推進しよう。
- 小学校の登下校時の防犯・見守り活動を推進しよう。
- 松前地区防犯協会福島支部が中心となって警察等と連携し、防犯の普及活動をしよう。



内閣府



内閣府平成20年3月改訂版

日ごろのちょっとした工夫・備え(気づき)で、災害被害を軽減

内閣府では、「やればできる！減災」をテーマに「今すぐできる7つの備え」を紹介しています。地震、津波、台風、洪水など、待ったなしでやってくる自然災害に、地域みんなの力を合わせて立ちむかうために、私たちはどのような「備え」をすればよいのか、一緒に考え、行動してみましょう。

「7つの備え」は、以下の7つのポイントからなっています。

1. 自助、共助 2. 地域の危険を知る 3. 地震に強い家 4. 家具の固定 5. 日ごろからの備え 6. 家族で防災会議 7. 地域とのつながり

ここでは1、6、7をご紹介します。出典：内閣府

1. 自助、共助

災害は、いつどこにやって来るかわかりません。

平成7年1月17日、地震は起こらないと多くの人が思いこんでいた関西地方で、マグニチュード7.3の大規模地震による震災（阪神・淡路大震災）が発生しました。

大地震や豪雨などの自然現象は、人間の力ではくい止めることはできませんが、災害による被害は、わたしたちの日ごろの努力によって減らすことが可能です。

行政による「公助」はいうまでもありませんが、自分の身は自分で守る「自助」、地域や身近にいる人どうしが助け合う「共助」こそが、災害による被害を少なくするための大きな力となります。ただし、身のまわりの人を助けるには、まず自分自身が無事でなければなりません。「自助」があつての「共助」です。

災害が起きてからでは間に合いません。ふだんできていないことを災害時に行うことはできません。平時から、「自分でできること」、「家族でできること」、「ご近所と力を合わせてできること」などについて考え、いつくるかわからない災害に備えておくことが大切です。

6. 家族で防災会議

わたしの安心、家族の安心

災害は、家族がそろっている時に発生するとは限らず、家族がバラバラにいる時に起きる可能性もあります。

万一被災した場合には、自分の身の安全を真っ先に家族や知人に知らせること、自分の方から情報を発信することが大切です。家族の無事が確認できれば、安心して救援活動に参加することもできます。

安否確認には、災害用伝言ダイヤル171などのサービスを活用しましょう。また、安否を連絡する遠くの親戚や知人等を、家族であらかじめ決めておくことも有効です。

あなたの無事を伝えましょう

災害発生時には、被災地の外から被災地に向けては電話をしないように、みんなで心がけましょう。

大事なものは、被災地側から、無事を伝えることです。

無事の知らせは、『被災地の外側』でリレーで伝えるようにしましょう。

どの連絡方法を利用するかを家族みんなで決めて、使い方を覚えておきましょう。

7. 地域とのつながり

わたしの安心、家族の安心

私たちはお年寄りや障害のある方など※を支援するために何ができるのでしょうか？

阪神・淡路大震災で、家の下敷きになった人々の多くを助け出したのは、家族や近所の人たちでした。

大規模災害時の救助や避難などには、ふだんの近所つきあいが力を発揮します。

また、お年寄りや障害のある方など災害に弱い方々の立場にたった心配りが大切になります。

※このような方を「災害時要援護者」ということもあります。

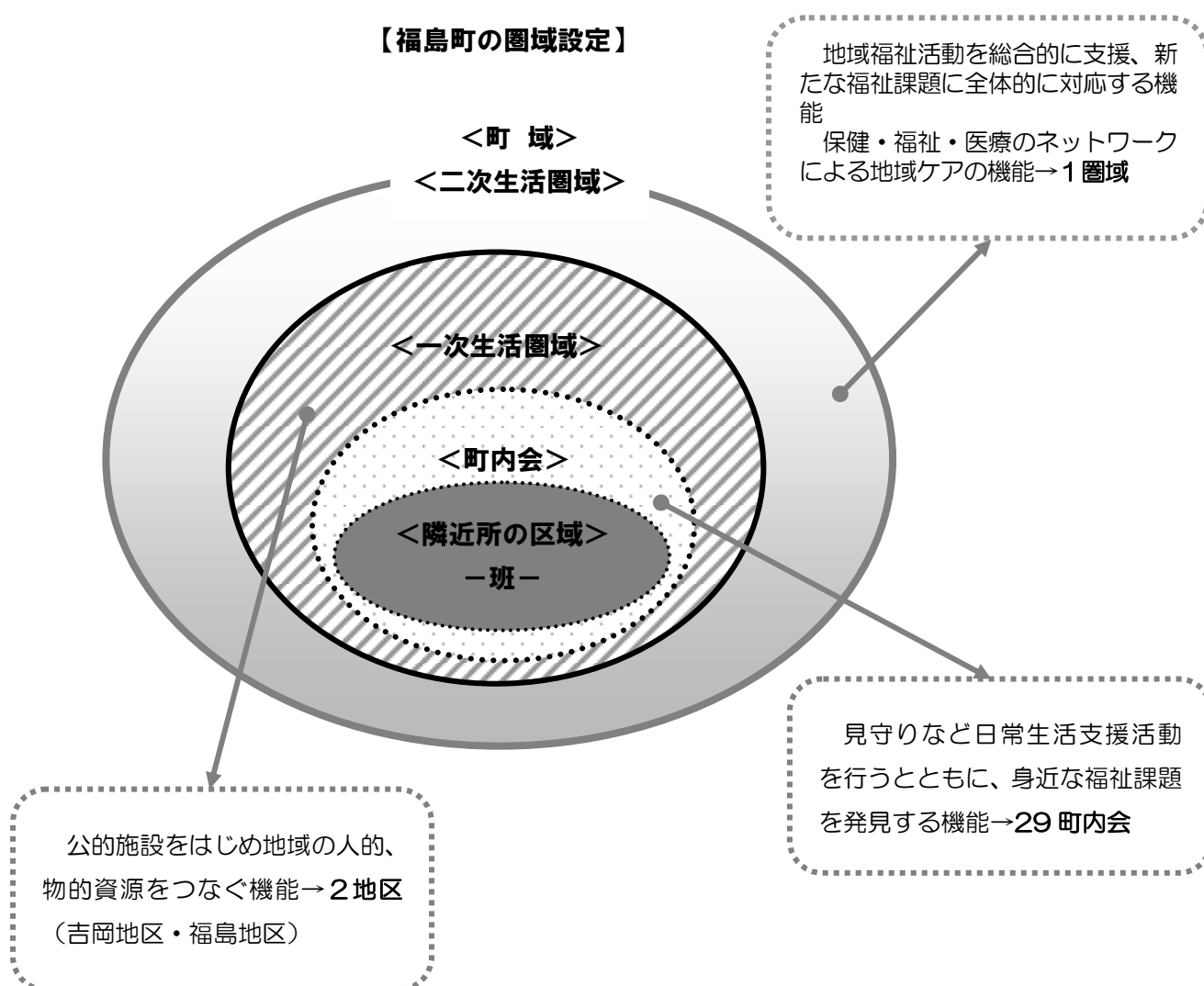
町内会や自治会が中心となって開催される行事で、地域の防災に関する取り組みを知ることができます。また、参加型の防災訓練では、安否確認や救出・救護、炊き出しや避難訓練、避難所生活などを体験できます。

第4章 計画の推進

1 地域福祉推進のための圏域設定

支援を必要とする住民へのサービスの提供や住民を主体とする地域福祉を推進していくためには、施設配置や人材などの社会資源をいかにネットワーク化していくかが問われています。

住民の誰もが住みなれた地域の中で安心して暮らし続けられることを第一義に、当町の実情に即して、吉岡地区・福島地区を「一次生活圏域」に設定するとともに、次のような圏域設定により、活動を支援する環境づくりを進めてきます。



2 地域福祉への参加

この計画は、住民と町内会、行政、民間の福祉サービス事業者等が協働で取り組むべきもので、わたしたち一人ひとりが地域のことに関心を持ち、地域福祉の活動に積極的に参加していくことが必要です。計画の策定に参加した団体をはじめ、地域で活動している団体や行政が、計画の中に盛り込まれた「今後の取組」を踏まえて、地域福祉の推進に積極的にかかわることが大切です。

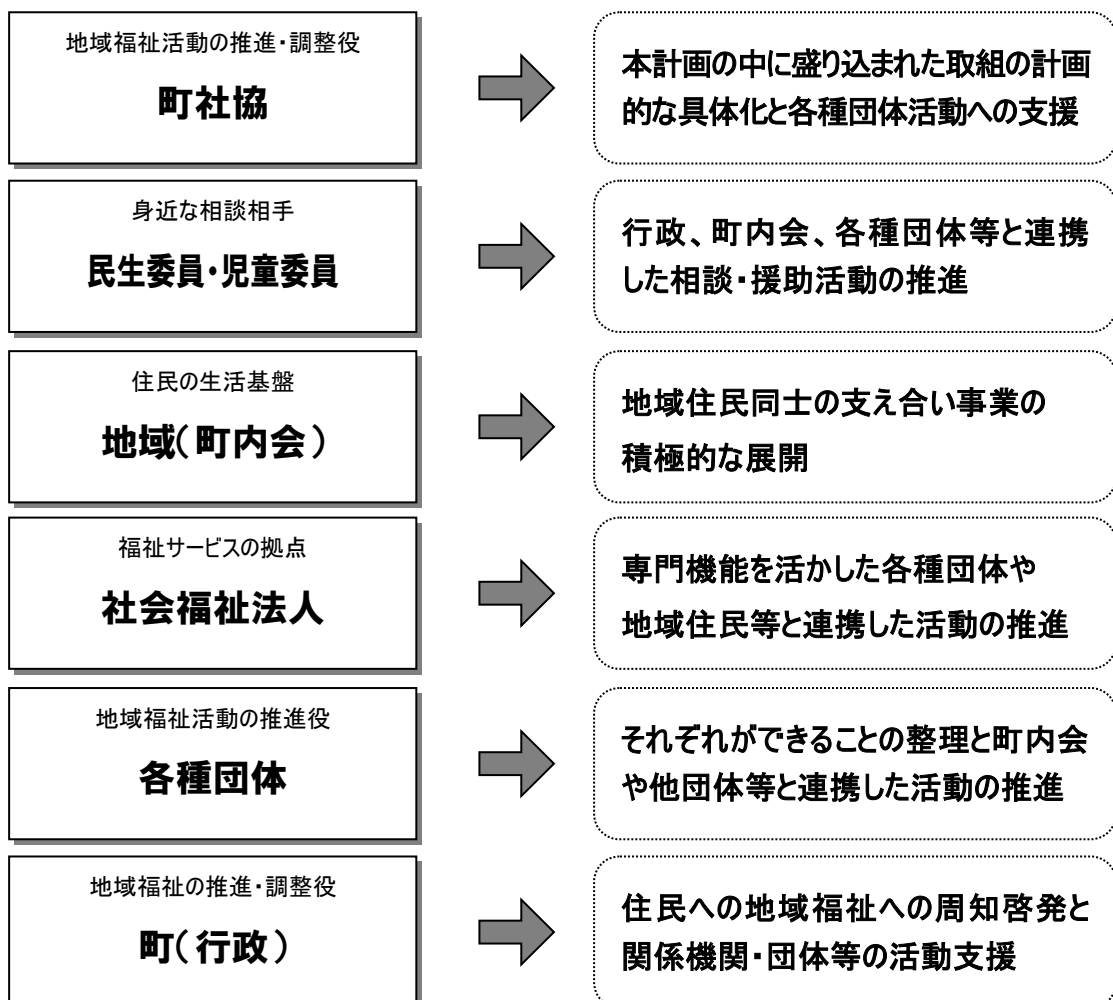
この計画を推進するためには、次のような役割分担で、おのおのが何ができるのかを話し合い、出来ることから着実に取り組んでいきます。



住民一人ひとりの役割



- 身近に困っている人がいたら、自分にできることを考え、行動する。
- 自分の町内会や身近な民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの活動に関心を持ち、活動に協力する。
- 困っている人の支援の仲間をつくったり、地域の活動に加わったりする。



3 地域福祉の推進・調整

この計画の推進・調整の役割を担う福島町社会福祉協議会と行政は、次のようなことを行います。

□ 福島町社会福祉協議会

町社協は、地域の様々な団体で構成され、従来から地域住民を主体とした住民参加により、福祉のまちづくり活動を推進するとともに、行政からの公的な福祉事業を積極的に受託するなど、公共性の高い民間の非営利組織として活動してきた実績があります。

これらの実績を踏まえ、この計画の推進・調整役の一つとして、町社協は住民の福祉ニーズをしっかりと把握することを前提に、「一人ひとりのしあわせを大切に
するまち みんなの福しま～しあわせ 愛ランド ふくしま～」を目指し、「様々な問題を抱えた人を見過ごすことなく、地域で安心した生活ができるよう、一人ひとりの生活を総合的に支援していく」ための実践活動を推進する役割を担います。

□ 行政（町）

地域福祉の推進にあたっては、住民や関係団体等の自主的な取組が大切です。

町は住民や関係団体等の自主性を尊重しつつ、様々な形で協力するとともに、必要に応じて推進・調整を図っていきます。

また、町が主体となって取り組むべき施策を推進するにあたっては、庁内の福祉・保健・企画・教育・人権・防災・建設・情報部門など、部門や組織の枠を超え、施策の検討・調整を行うとともに、住民や関係団体等と協働で地域福祉を推進します。

4 計画・取組の周知

この計画は、広報ふくしまや町ホームページに掲載し、広く住民に周知します。

また、計画に基づいて行われる住民主体の福祉活動や団体による地域福祉の取組についても広報ふくしまや町ホームページを通じて紹介していきます。

5 地域福祉の進み具合の評価

この計画の進捗状況は、毎年、「福島町安心生活創造事業推進及び地域福祉計画策定委員会」が評価し、適切な提言を行うとともに、結果を公表します。また、この計画に盛り込まれた取組が着実に実践されるよう、実施計画の作成についても町社協と検討していきます。

資料編

策定関係資料

(1) 策定経過

日 時		各種調査・会議等	概 要
平成 26 年	8 月～9 月	地域福祉に関する団体アンケートの実施	・福島町地域福祉計画策定に関するアンケート
平成 27 年	2 月 13 日	策定委員会開催	【主な議事】 ・計画案について
	2 月 20 日 ～3 月 6 日	パブリックコメント	意見提出 0 件
	2 月 20 日 3 月 4 日	総合計画特別委員会	【概要】 ・計画案について報告
	3 月 10 日	3 月会議	議決

(2) 安心生活創造事業推進及び地域福祉計画策定委員会委員名簿

順不同・敬称略

	団体名	役 職	氏 名
保健、医療関係者	福島町医歯会	会 長	小笠原 実
社会福祉関係者	社会福祉法人福島幸愛会	園 長	鳴 海 孝 一
〃	民生委員協議会	委 員	澤 田 雄 一
〃	主任児童委員	児童委員	佐々木 由 佳
〃	福島町身体障害者福祉協会	常任理事	小 林 佳 子
〃	福島町手をつなぐ親の会	会 長	常磐井 輝 彦
〃	町内会連合会	会 長	塚 本 謙 也
〃	〃	副会長	花 田 忍
〃	社会福祉法人福島町社会福祉協議会	会 長	木 村 末 正
地域活動団体等関係者	福島町商工会	会 長	小笠原 幸 助
〃	ボランティアサークルひまわりの会	会 長	堀 繁 子
〃	ちょっとボランティアの会	会 長	川 合 正 子
公募町民	公募委員		金 沢 富士子

(3) 設置要綱

(設置)

第1条 国と市町村が協働で推進する安心生活創造事業（以下「事業」という。）の円滑な運営と社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく福島町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、福島町安心生活創造事業推進及び地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 事業の推進に関すること。
- (2) 計画の策定に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 保健、医療関係者
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 地域活動団体等関係者
- (4) 公募町民
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、事業終了及び計画の策定の日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集する。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域福祉を所管する課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

福島町第2期地域福祉計画

～しあわせ  ランド ふくしま～



平成27年3月発行

発行・編集 福島町保健福祉課保健福祉グループ
住 所 〒049-1392
北海道松前郡福島町字福島820番地
電 話 0139-47-3001 (代表)・4682 (直通)
F A X 0139-47-4406・4504
E-MAIL fukushi-g@town.fukushima.hokkaido.jp
U R L <http://www.town.fukushima.hokkaido.jp/>